

垂井町水道事業広告掲載取扱要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、新たな財源を確保するため、垂井町水道事業（以下「水道事業」という。）の印刷物等に掲載する民間企業等の広告の取扱いに関し、必要な事項を定め、もって、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告媒体)

**第2条** 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、水道使用量等のお知らせとする。

(広告の範囲)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 垂井町広告掲載取扱要綱（平成19年垂井町告示第56号）第4条第1号から第11条までのいずれかに該当するもの
- (2) 垂井町水道料金を滞納している者の広告
- (3) その他広告媒体に掲載する広告として、町長が適当でないと認めるもの

(広告掲載位置)

**第4条** 広告の掲載位置は、水道事業の管理者の権限を行う町長が指定する。

(広告の掲載枚数)

**第5条** 広告の掲載枚数は、おおむね1年間に使用する枚数とする。

(広告掲載枠数)

**第6条** 広告掲載枠数は、1枠とする。

(広告掲載規格)

**第7条** 広告掲載規格は、縦70ミリメートル、横65ミリメートル以内とし、単色とする。

(広告掲載料金)

**第8条** 広告掲載料金の最低価格は、1枠につき120,000円とする。

(広告の募集方法)

**第9条** 広告掲載の募集は、広報たるい、町ホームページ等により行うものとする。

(広告の掲載申請)

**第10条** 広告掲載を希望するもの（以下「広告掲載申請者」という。）は、広告掲載申請書（別記様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、町長に提出するものとする。

(広告掲載の選定基準)

**第11条** 広告掲載の選定基準は、第8条に規定する最低価格を上回る最も高い見積額を提出した広告掲載申請者とする。

2 町長は、前項に規定する見積額を提出した者が複数ある場合は、抽選により決定する。

(広告の掲載決定)

**第12条** 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載・非掲載決定通知書（別記様式第2号）により広告掲載申請者に通知するものとする。

(広告掲載料金の納入)

**第13条** 広告掲載を決定されたもの（以下「広告主」という。）は、町長の指定する期日までに広告掲載料金を一括納入する。

（広告主の責任）

**第14条** 広告主は、広告内容に関し全ての責任を負う。

（広告内容の変更）

**第15条** 町長は、広告の内容が各種法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要綱の規定に違反すると認めるときは、広告主に対して広告の内容の変更を求めるものとする。

（広告掲載の取消し）

**第16条** 町長は、次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請を行ったとき。

（2）広告掲載の決定があった後に、第3条の規定に該当することが明らかになったとき。

（3）町長が指定する期日までに広告掲載料金を納入しなかったとき。

（4）前条の規定による内容の変更の求めに応じなかったとき。

（広告掲載の取下げ）

**第17条** 広告主は、広告媒体の作成を水道事業が開始した場合を除き、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、広告掲載取下申出書（別記様式第3号）により町長に申し出なければならない。

（広告掲載料金の還付）

**第18条** 納入済の広告掲載料金は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により広告掲載料金を還付する場合は、納入済の広告掲載料金のうち掲載することができなかった月数に応じた金額を還付するものとする。

（その他）

**第19条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記省略